

# 企画競争実施の公示

令和元年11月5日

近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所長  
松本 浩

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 国営飛鳥歴史公園情報発信手法改修業務
- (2) 業務内容
- 1) 業務計画
  - 2) 既存資料の収集及び整理等
  - 3) 第一次大極殿院南門復原整備関連のホームページの更新
  - 4) 訪日外国人観光客に向けたホームページの多言語化の充実
  - 5) 平城宮跡歴史公園の取り組みを紹介するコンテンツの制作
  - 6) ホームページの利用支援機能（音声読み上げ機能）の搭載手法検討
  - 7) 報告書作成
- (3) 履行期限 令和2年3月25日

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 技術者等に関する要件 ……配置予定技術者は下記(6)に示される同種又は類似業務において、平成21年度以降に完了した業務(再委託による業務の実績は認めない。)を1件以上有すること。
- (5) 業務執行体制に関する要件 ……本業務は業務実施体制表を提出するものとする。
- (6) 業務実績に関する要件 ……下記に示される同種又は類似業務において、平成21年度以降に完了した業務(再委託による業務の実績は認めない。)を1件以上有すること。
  - ・同種業務：歴史公園、歴史博物館等のホームページの企画・設計・作成を行った業務
  - ・類似業務：教養施設、レクリエーション施設等のホームページの企画・設計・作成を行った業務

- (7) 国営飛鳥歴史公園事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「平成30年11月26日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒634-0144 奈良県高市郡明日香村大字平田538

近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所 総務課

電話0744-54-2662 FAX0744-54-2772

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和元年11月5日から令和元年11月19日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで  
ただし最終日は12時00分まで。

場所：3. (1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は  
3. (1)に問い合わせること。

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和元年11月19日12時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

#### (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。

# 国営飛鳥歴史公園情報発信手法改修業務 企画競争実施にかかる説明書

## 1. 業務の概要

### (1) 業務目的

本業務は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園のホームページについて、現在復原整備中である第一次大極殿院南門の整備状況や「平城宮跡歴史公園スマートチャレンジ」の取組状況等の情報更新を行い、WEBサイトの利用頻度を高めるとともに公園への来訪促進を目的としたコンテンツ等の更新を行うものである。また、年々増加する訪日外国人観光客に向けた本公園ホームページの多言語化対応を行う。

### (2) 業務内容

業務内容は下記1)～7)のとおりとする。

- 1) 業務計画
- 2) 既存資料の収集及び整理等
- 3) 第一次大極殿院南門復原整備関連のホームページの更新
- 4) 訪日外国人観光客に向けたホームページの多言語化の充実
- 5) 平城宮跡歴史公園の取り組みを紹介するコンテンツの制作
- 6) ホームページの利用支援機能（音声読み上げ機能）の搭載手法検討
- 7) 報告書作成

### (3) 業務企画方針

本業務は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園において、現在復原整備中である第一次大極殿院南門復原整備、AI や IoT などの最新技術を活用した園内サービスの一層の魅力向上を目指す「平城宮跡歴史公園スマートチャレンジ」の取組等をはじめ、国営公園事業の効果を広くご理解いただく必要があるため、単に事業に関心がある利用者だけでなく、訪日外国人等を含めた多くの方々が事業効果を把握できる内容を企画・設計・作成する。なお、具体的企画方針は以下の通りとする。

- ①公園利用者にわかりやすいWEBサイトとする。
- ②訪日外国人に向けた多言語化に対応したものとする。
- ③公園への来訪を促進する内容の拡充を行うものとする。

### (4) 履行期間

履行期間は以下を予定している。

契約締結日の翌日～令和2年3月25日

### (5) 貸与資料

国営飛鳥歴史公園ホームページ作成業務成果報告書（平成20年3月）

平城宮跡歴史公園ホームページ作成業務成果報告書（平成22年3月）

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園情報発信手法調査作成業務報告書（平成30年3月）

### (6) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を 11/5~11/18 の期間において閲覧することができる。

なお、閲覧を希望する場合は、事前に 2. (6) に示す窓口に連絡するものとする。

- ・国営飛鳥歴史公園ホームページ作成業務成果報告書（平成 20 年 3 月）
- ・平城宮跡歴史公園ホームページ作成業務成果報告書（平成 22 年 3 月）
- ・国営飛鳥・平城宮跡歴史公園情報発信手法調査作成業務成果報告書（平成 30 年 3 月）

(7) 仕様書（案） 別添仕様書のとおり

(8) 業務規模

7 百万円程度を想定している。（提出された参考見積もりが、参考業務規模に対して、90 % ~ 110 % の範囲外のものとは提示した業務規模と大きくかけ離れているものと評価する）

2. 企画提案書の提出者に要求される参加資格要件及びその実施に関する提案内容（評価項目）等

(1) 企画競争参加資格要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - ② 平成 31・32・33 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
  - ③ 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
  - ④ 下記に示される同種又は類似業務等について、平成 21 年度以降【標準として過去 10 年】に完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において 1 件以上の実績を有すること。  
同種業務：歴史公園、歴史博物館等のホームページの企画・設計・作成を行った業務  
類似業務：教養施設、レクリエーション施設等のホームページの企画・設計・作成を行った業務
  - ⑤ 配置予定技術者（以下「主たる担当者」という。）については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成 21 年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上の実績を有すること。  
同種業務：歴史公園、歴史博物館等のホームページの企画・設計・作成を行った業務  
類似業務：教養施設、レクリエーション施設等のホームページの企画・設計・作成を行った業務
  - ⑥ 国営飛鳥歴史公園事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
  - ⑦ 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
  - ⑧ 警察当局から、暴力団員が実面的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (2) 本業務の企画競争の実施にあたり企画提案書に記載すべき事項及び留意事項は次のとおりとする。

提案内容(評価項目)	記載にあたっての留意事項
1 企業の同種又は類似の業務の実績 (平成21年度以降の企業の同種又は類似の実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書の提出者(企業)が過去に受注した「同種又は類似業務」の実績(再委託による業務の実績は認めない)について記載する。なお、同種又は類似業務の内容は、2.(1)④を参照のこと。</li> <li>・記載する業務は平成21年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・記載する業務は最大2件までとする。</li> <li>・記載する業務は、様式4に記載した主たる担当者の同種又は類似業務を重複して記載することができる。</li> <li>・同種又は類似業務の実績が確認できる資料を添付すること。</li> <li>・記載様式は、様式2とし、A4判1枚に記載する。</li> </ul>
2 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況について記載する。</li> <li>・認定等を証明する認定通知書の写し、又は行動計画届出書(都道府県労働局の受領印付)の写しを添付すること。</li> <li>・外国法人については、上記に相当することを証明した内閣府が発行する確認通知書の写しを添付すること。</li> <li>・記載様式は、様式3-1又は3-2とする。</li> </ul>
3 主たる担当者の業務の実績、経験及び能力 (平成21年度以降の主たる担当者の同種又は類似の実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる担当者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。なお、同種又は類似業務の内容は、2.(1)⑤を参照のこと。</li> <li>・記載する業務は、平成21年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・記載する業務は最大2件までとする。</li> <li>・同種又は類似業務の実績が確認できる資料を添付すること。</li> <li>・実績が現在の企業等でない場合は、その実績を証明する資料を添付すること。</li> <li>・記載様式は、様式4とし、A4判1枚に記載する。</li> </ul>
4 当該業務の実施体制 (業務実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の分担について記載する。</li> <li>・他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由(企業の特徴等)を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。主たる部分については2.(3)を参照。</li> <li>・記載様式は様式5とする。</li> </ul>
5 業務実施方針及び手法(実施方針・実施フロー・工程表・その他) ----- 特定テーマに対する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施方針、業務のフローチャート、工程計画、「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘」に対する対応について簡潔に記載する。</li> <li>・記載様式は様式6とし、A4判1枚に記載する。</li> <li>・特定テーマに対する企画提案を具体的に記載する。</li> <li>・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。</li> <li>・特定テーマについては2.(4)を参照。</li> <li>・記載様式は様式7とし、A4判1枚以内に記載する。</li> </ul>
6 参考見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に係る参考見積を提出すること。</li> <li>・参考見積は、積算の参考として用いる。</li> <li>・記載様式は特に定めないが、各A4判1枚に記載する。</li> </ul>

(3)本業務における「主たる部分」は仕様書（案）第7条に示すとおりとする。

(4)特定テーマに対する提案

特定テーマ

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の2つの公園への来訪促進を目的としたコンテンツ等の更新方針について。

着眼点

特定テーマ：的確性、実現性などが高い場合に優位に評価する。

(5)その他

本業務の契約書(案)及び仕様書(案)は別添のとおりである。

(6)担当部局

〒634-0144 奈良県高市郡明日香村大字平田538

国土交通省近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所総務課

電話：0744-54-2662

FAX：0744-54-2772

### 3. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1)企画提案書作成上の基本事項

企画競争は、高度な企画立案や高い信頼性を要する業務における具体的な取り組み方法について企画提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2)企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、別添様式（様式1～7、A4判）に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3)契約書等の写し

同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し、仕様書等の業務内容が判断できる資料及び主たる担当者が従事したことが確認できる資料（業務計画書等）の写しを提出すること。

(4)作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(5)企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

### 4. 企画提案書の提出先及び受領期限

(1)提出先 2. (6)と同じ

(2)提出方法

2. (6)に掲げる提出先に、特定又は非特定通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、企画提案書と併せて持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)するものとする。

(3) 受領期限

令和元年11月19日(火) 12時00分

- (4) 受領期限までに企画提案書が到達しなかった場合、企画提案書はいかなる場合も受理しない。
- (5) 企画提案書の作成・提出、ヒアリングに関する費用は提出者の負担とする。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 特定した企画提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用しない。
- (8) 特定しなかった企画提案書について、返却が必要な場合は様式1にその旨を記載すること。その場合、4.(2)で提出された返信用封筒にて行うので、封筒のサイズは角2とし、返却に必要な料金を加えた切手を貼ること。
- (9) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した主たる担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。

5. 企画提案書の提出に際し、不明な点がある場合の質問の受付方法等

(1) 質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

a) 受領期間：令和元年11月5日(火)～令和元年11月12日(火)

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで

b) 提出場所：上記2.(6)に同じ

c) 提出方法：書面は持参、郵送(書留郵便に限る)又は信書便により提出するか若しくは、FAXにて提出すること。FAXの場合は送信後、必ず着信を確認すること。

FAX 0744-54-2772

電話 0744-54-2662

なお、質問内容の記載にあたっては、会社名(過去に受注した具体的な契約名等の記載により会社名が類推される場合を含む。)を記載しないこと。このような質問があった場合には、回答を行わない場合がある。

(2) 上記5.(1)の質問に対する回答書は、令和元年11月14日(木)16時までに、企画競争実施にかかる説明書を交付した全ての者にFAXにて送付する。

6. ヒアリングの実施

(1) ヒアリングについて



提出された企画提案書についての説明を受けるためのヒアリングを開催する。

ヒアリング参加者には、ヒアリング日時等の詳細を通知する。

開催日は以下の通りを予定している。

①実施場所：近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所

②実施日：令和元年11月20日（水）～令和元年11月21日（木）9時～16時

③出席者：主たる担当者。なお、当該業務に予定する担当者の同席は認める。

(2)ヒアリング参加時の追加資料は受理しない。また、ヒアリング参加時に会場へ持ち込める資料は企画提案書のみとする。

## 7. 企画提案を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは以下のとおりである。

番号	提案内容 (評価項目)	評価の着目点		評価の ウェイト
			判断基準	
1	企業の同種又は類似の業務の実績 (平成21年度以降の企業の同種又は類似の実績)	平成21年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	説明書2. (1)④で定義した要件に該当しない場合には特定しない。	数値化しない
2	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。)	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	①3段階目の認定を取得又は認定に相当している。 ②2段階目の認定を取得又は認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 ③1段階目の認定を取得又は認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 ④一般事業主行動計画を策定・届出をしている又は相当しており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。 ⑤認定を取得又は相当していない。	① 3 ② 2 ③ 1 ④ 0.5 ⑤ 0
		次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)	①「プラチナくるみん(特例)認定」を取得又は相当している。 ②「新くるみん認定」又は「旧くるみん認定」を取得又は相当している。 ③認定を取得又は相当していない。	① 2 ② 1 ③ 0
		若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	①青少年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)を取得又は相当している。 ②認定を取得又は相当していない。	① 2 ② 0
3	主たる担当者の業務の実績、経験及び能力 (主たる担当者の平成21年度以降の同種又は類似業務の実績)	専門技術 平成21年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。 ②同種業務の実績がある。 ③類似業務の実績がある。 ④業務実績が無い場合は特定しない。	① 17 ② 12 ③ 7 ④特定しない
4	当該業務の実施体制	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には特定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。	数値化し

	(業務実施体制)		・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。	ない	
5	業務実施方針及び手法（実施方針・実施フロー・工程表・その他）、特定テーマに対する提案及びヒアリング	実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	・目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 ①正しく理解。 ②概ね理解。 ③理解度が低い。	① 6 ② 3 ③ 0
			実施手順	・業務実施手順で示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 ①妥当性が高い。 ②概ね妥当。 ③一部不都合な部分有り。	① 6 ② 3 ③ 0
			工程表	・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ①妥当性が高い。 ②概ね妥当。 ③一部不都合な部分有り。	① 6 ② 3 ③ 0
			その他	・「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」がある場合に優位に評価する。なお、業務の目的が理解されておらず、業務フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 ①「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の2つがある。 ②「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」のいずれかがある。 ③提案がない場合。	① 6 ② 3 ③ 0
			業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は特定しない。		
	特定テーマ	的確性	・業務内容等で示した与条件との整合が取れている場合に優位に評価する。 ①整合性が十分ある。 ②整合性がある。 ③整合性が不十分。	① 8 ② 4 ③ 0	
			・必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。 ①キーワードが十分網羅。 ②キーワードが網羅。 ③キーワードの記述が不十分。	① 8 ② 4 ③ 0	
			・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 ①難易度に十分相応しい。 ②難易度に相応しい。 ③不十分。	① 4 ② 2 ③ 0	
			・業務の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 ①重要度が十分に考慮。 ②重要度を考慮。 ③重要度の考慮が不足。	① 4 ② 2 ③ 0	
			業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。		

		実現性	・ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ①説得力が十分ある。 ②説得力がある。 ③説得力が不十分。	① 8 ② 4 ③ 0
			・ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 ①複数の類似実績がある。 ②類似実績がある。 ③類似実績がない。	① 4 ② 2 ③ 0
			・ 利用しようとする技術や手法等が適切な場合に優位に評価する。 ①適切である。 ②上記以外。	① 4 ② 0
			・ 提案内容によって想定される効果が適切な場合に優位に評価する。 ①適切である。 ②提案内容と不整合。	① 4 ② 0
			業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	数値化しない
		独創性	・ 経験に基づく、前例のない提案がある場合に、優位に評価する。 ①提案有り。 ②提案無し。	① 1 2 ② 0
6	参考見積	業務コストの妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。	数値化しない

## 8. 企画提案の特定

特定された者に対しては、書面（特定通知書）により通知する。

## 9. 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）をもって、事務所長から通知する。
- (2) 上記9. (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）以内に、書面（書式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、事務所長に対して非特定理由について書面により説明を求めることができる。
- (3) 上記9. (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面（様式自由）により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。
  - ①受付場所：2. (6)の提出先と同じ。
  - ②受付日時：土曜日、日曜日及び休日を除く9時00分から16時00分まで。
- (5) 非特定理由通知は、別途行われる契約手続の執行を妨げるものではない。

## 10. その他の留意事項

(1) 契約書作成の可否等

別冊契約書（案）により契約書を作成するものとする。

(2) 支払条件 前払金 無 部分払 0回

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 2. (6) に同じ

企画提案書

業務の名称：国営飛鳥歴史公園情報発信手法改修業務

標記業務について、企画提案書を提出します。

なお、予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと、会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申し立てがなされている者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、企画提案書について返却を希望 します。  
しません。

令和 年 月 日

近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所長  
松本 浩 殿

提出者)	住 所			
	電話番号			
	会社名			
	代表者	役職名	氏名	印
作成者)	担当部署			
	氏 名			
	電話番号			
	F A X			
	E-mail			

注1：企画提案書として様式2から様式7までを提出すること。

注2：返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金分の切手を貼った長3号封筒を企画提案書と併せて提出すること。

注3：企画提案書の返却を希望する場合は、注：2で指定した封筒は角2号とし、返却に必要な料金を加えた切手を貼ること。

## ・平成 21 年度以降の企業の同種又は類似業務実績

業務分類	同種 (又は類似) 業務
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名	
住所	
TEL	
概 要	
技術的特徴	

注 1 : 業務分類には、説明書の 2. (1)④において定義した「同種」、「類似」のいずれかを記載する。

注 2 : 様式 4 (技術者等の業務経験及び能力) に記載した同種又は類似業務を重複して記載できる。

注 3 : 概要及び技術的特徴については、具体的に記述すること。

注 4 : 記載した業務に係る契約書の写し及び仕様書等の業務内容が判断できる資料を添付すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
- ※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙3-2の様式例を使用する。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 3段階目の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」（旧基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（新基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

3. 青少年雇用促進法に基づく認定

- 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況  
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を添付すること。

### 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 3段階目の認定に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。  
【 該当 ・ 該当しない 】

### 2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」(旧基準)に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(新基準)に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「プラチナくるみん(特例)認定」に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】

### 3. 青少年雇用促進法に基づく認定

- 青少年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】



・ 技術者等の業務の実績、経験及び能力  
 (平成 21 年度以降の主たる担当者の同種又は類似業務の実績)

業務分類	同種 (又は類似) 業務
業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 T E L	
概 要	
技術的特徴	
当該技術者の 業務担当の内容	

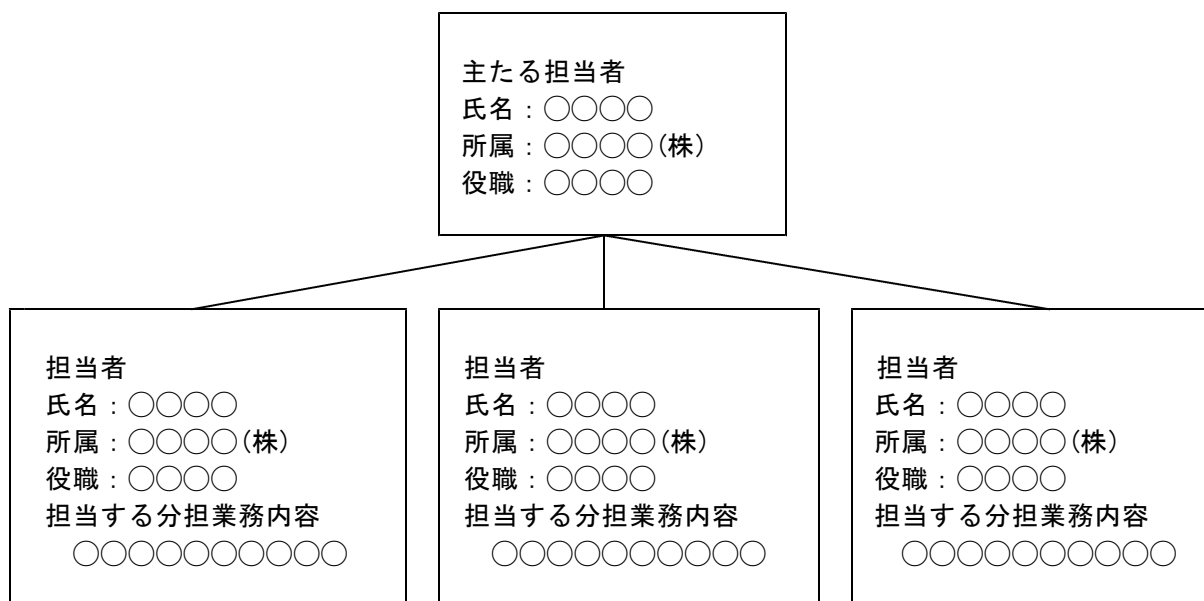
注 1 : 業務分類には、説明書の 2. (1)⑤において定義した「同種」、「類似」のいずれかを記載する。

注 2 : 様式 2 (平成 21 年度以降の企業の同種又は類似業務実績) に記載した同種又は類似業務を重複して記載できる。

注 3 : 概要及び技術的特徴については、具体的に記述すること。

注 4 : 記載した業務に従事した事を証する契約書と業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

業務実施体制



【注意事項】

- ・業務の分担について具体的に体制図として示すこと。
- ・記載した体制図は参考例であり、より実態にあった体制について記載すること。

分担業務の内容	再委託先又は協力先、及びその理由(企業の技術的特徴等)

注：他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合にのみ記入のこと。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。



・ 特定テーマに対する企画提案

特定テーマ： 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の2つの公園への来訪促進を目的としたコンテンツ等の更新方針について